

処方制限された貼付剤の適正処方調査

小松正典, 小松桐子, 江川由貴, 田中典子, 山口直子,
中村道代, 泊口豊, 百原譲治, 福森淳, 寺脇康文

Investigation on proper use of prescription-restricted adhesive skin patch

Masanori Komatsu, Kiriko Komatsu, Yuki Egawa, Noriko Tanaka, Naoko Yamaguchi
Michiyo Nakamura, Yutaka Tomariguchi, Joji Momohara,
Makoto Fukumori, Yasufumi Terawaki

With the revision of the medical payment system in April 2016, the prescription of adhesive skin patches containing medical drugs was limited to 70 sheets due to the efficient use of medical resources and appropriate medication. According to a survey conducted by the Ministry of Health, Labour and Welfare, it is estimated that there are 300,000 people who are using more than 70 sheets and that the amount of annual medical cost reduction due to restriction of the prescription of adhesive skin patches will be several billion yen.

We have investigated patients who were prescribed more than 70 patches (including the total) and asked for those patches at the pharmacy during the 3-month period from January 1 to March 31, 2016 using pharmacies' reception computers, and have compiled the price differences of patches. It was found that the amount of annual medical cost reduction as an effect of adhesive skin patch restrictions for about 3 months was 84,844 yen, and the nationwide amount of medical cost reduction as an overall effect was estimated to be about 2.6 billion yen.

Key words: prescription-restricted, adhesive skin patch, proper use

Received December 13, 2016; Accepted April 3, 2017

Masanori Komatsu, KIRISHIMASHIMIN PHARMACY
〒899-4332 3-26-8, Kokubu Chuo, Kirishima-shi, Kagoshima, 899-4332, Japan
TEL:0995-45-4338 FAX:0995-45-3655 Email:kirishiminph@po.synapse.ne.jp

1. 緒言

平成 28 年 4 月の診療報酬改定で、医療資源の効率化や医薬品の適正使用のため、医療用医薬品の貼付剤の処方が 70 枚/回に制限された。厚生労働省の調査¹⁾で、モーラステープ 20mg、40mg とロキソニンテープ 50mg、100mg に関して、70 枚/回を超える貼付剤が処方された患者は延べ 30 万人であり、処方制限による貼付剤の年間医療費削減効果²⁾は数十億と推測されている。平成 28 年 4 月以降、医療機関で、大部分の処方せんの貼付剤の枚数が 70 枚/回以下になったが、霧島市民薬局では 70 枚/回越えの処方せんに応需するケースもあった。その場合、保険薬剤師は、疑義照会を行い、70 枚/回以下に処方変更するか、もしくは 70 枚/回越える貼付剤が処方された場合はその理由を確認することとなった。今回、薬局で応需した処方せんから、貼付剤の適正処方に関する調査をした。

2. 方法

1. 平成 28 年 4 月以降、貼付剤の処方が 70 枚/回に制限されたので、調査期間は 4 月を基点とし、また長期処方を考慮して前後 3 ヶ月間とした。霧島市民薬局のレセプトコンピューター記録より、平成 28 年 1 月 1 日～3 月 31 日の期間にケトプロフェンテープ 20 mg、40 mg とロキソプロフェンテープ 50 mg、100 mg が処方された患者を検索して、さらにこの期間中に一度でも 70 枚/回を超える貼付剤が処方された（2 剤合算を含む）患者を抽出した。抽出された患者の年齢層をグラフ化して、

その患者が、平成 28 年 1 月 1 日～3 月 31 日の期間と平成 28 年 4 月 1 日～6 月 30 日の期間に処方 3 回までの貼付剤枚数の動向をデータ化した。ただし、平成 28 年 4 月 1 日～6 月 30 日の期間に引き続き貼付剤が処方されなかった場合は、その患者を除外した。

2. 対象患者の平成 28 年 1 月 1 日～3 月 31 日までの貼付剤の最大枚数およびその薬剤料と平成 28 年 4 月 1 日～6 月 30 日までの貼付剤の最大枚数およびその薬剤料の差額を計算することで、一人一回当たりの貼付剤の薬剤料削減額を算出した。尚、調査期間の薬剤料は全て平成 28 年 4 月の薬価改定を基準にした。
3. 70 枚/回を超える貼付剤が処方された患者が全国に約 30 万人いるとの報告を用い、毎月貼付剤が処方されたと仮定することで、全国における年間の貼付剤の薬剤料削減金額を試算した。

3. 結果・考察

平成 28 年 1 月～3 月までの期間にケトプロフェンテープ 20 mg、40 mg とロキソプロフェンテープ 50 mg、100 mg が処方された患者は 665 人であった。その中で貼付剤 70 枚/回越える貼付剤が処方された患者は 124 人であり、全体の 19%であった。

貼付剤 70 枚/回を越える貼付剤が処方された患者が、平成 28 年 1 月～3 月までの期間と平成 28 年 4 月～6 月までの期間に処方された貼付剤の枚数の動向を図 1 に示した。

貼付剤枚数

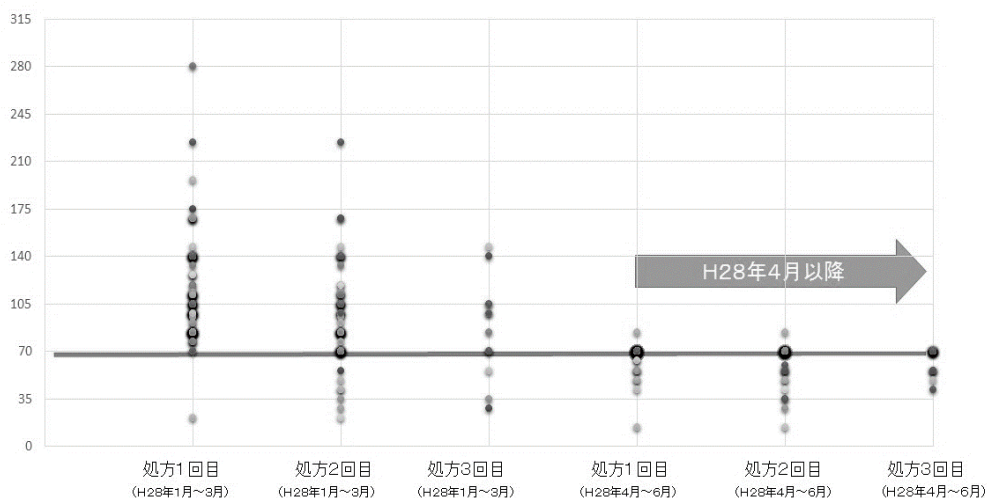


図1 貼付剤70枚/回を超過した患者の貼付剤枚数の動向
「各プロットは各時点における患者個々の貼付剤の処方枚数を示す」

その中で、平成28年4月～6月までの期間に、継続的に貼付剤が処方されなかった患者は7人であり、調査対象外とした。

対象の117人のうち、116人は平成28年4月以降、貼付剤の処方が70枚/回以下の処方になったが、ほとんどが上限の貼付剤70枚/回の処方を希望していた。70枚/回を越える貼付剤が処方された患者は1人存在し、処方せんの備

考欄に治療上必要である旨の医師のコメントがあったが、念のため疑義照会を行った。

70枚/回を越える貼付剤が処方された患者の年齢層を図2に示した。80歳代が最も多くて全体の約36%であり、50歳代～80歳代で全体の約90%を占めていた。

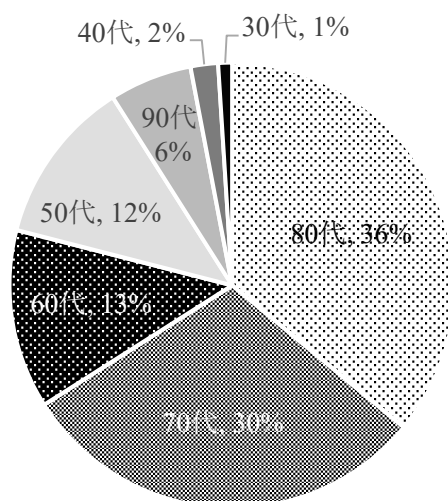


図2 70枚/回を超える貼付剤が処方された患者の年齢層

表1 70枚/回を越える貼付剤が処方された患者の処方せん1回当りの貼付剤最大枚数とその薬剤料

| 患者 | 平成28年1月～3月 | | | | 平成28年4月～6月 | | | |
|-----|-----------------------|------|-------|--------|-----------------------|------|-------|--------|
| | 処方せん1回当たり | | | | 処方せん1回当たり | | | |
| | 薬剤 | 最大枚数 | 薬価(円) | 薬剤料(円) | 薬剤 | 最大枚数 | 薬価(円) | 薬剤料(円) |
| (1) | パテルテープ 20mg | 84 | 12.1 | 1,016 | パテルテープ 40mg | 70 | 16.8 | 1,176 |
| | M S 冷シップ | 30 | 18.4 | 552 | | | | |
| (2) | パテルテープ 20mg | 84 | 12.1 | 1,016 | パテルテープ 20mg | 70 | 12.1 | 847 |
| (3) | モーラステープ L 40mg | 98 | 40.1 | 3,929 | モーラステープ L 40mg | 70 | 40.1 | 2,807 |
| (4) | パテルテープ 40mg | 42 | 16.8 | 705 | パテルテープ 40mg | 42 | 16.8 | 705 |
| | パテルテープ 20mg | 42 | 12.1 | 508 | ロキソニンテープ 50mg | 28 | 24.7 | 691 |
| (5) | ロキソプロフェン パップ 100mg | 42 | 22.7 | 953 | ロキソプロフェン パップ 100mg | 42 | 22.7 | 953 |
| | パテルテープ 40mg | 42 | 16.8 | 705 | パテルテープ 40mg | 42 | 16.8 | 705 |

70枚/回越える貼付剤が処方された患者117人の平成28年1月～3月までの期間と平成28年4月～6月までの期間の貼付剤の枚数と薬剤料の一部を表1に示した。117人の医療費削減額は84,844円であり、一人一回当たりの平均は約725円であった。厚生労働省の調査¹⁾では、都道府県により、70枚/回を超過した貼付剤の処方せん枚数の差は大きいですが、70枚/回を越える貼付剤が処方された患者が約30万人いると報告されている。この30万人に毎月貼付剤が処方されたと仮定すると、全国の年間薬剤料削減の試算は約26億円であった。

平成28年4月以降も、2種以上の貼付剤が合算で70枚/回を超過した処方せんもあり、その場合、薬剤師は患者に今回の貼付剤処方制限の規定を伝え、どちらの薬がどの程度必要かを確認した上で、疑義照会を実施している。今回の調剤報酬改定において、医療機関と薬局が患者の貼付剤処方の適正使用を確認する仕組みは評価できる。今後、医療機関への要望として、今改定の貼付剤の記載方法(1日何枚、何日分)

をシステム化すれば、薬剤師は記載方法の確認を省略でき、他の薬の残薬整理がしやすい環境になると考える。残薬整理は時間を費やすが、医薬品の適正使用と服薬アドヒアランスの確認という観点から、貼付剤の残薬整理も含めて今まで以上に積極的に取り組み、適正使用への貢献に努めたい。

参 考 文 献

1. 厚生労働省, 平成28年度調剤報酬改定及び薬剤関連の診療報酬改定の概要, 頁95-96
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000116338.pdf>
2. 朝日新聞DIGITAL 2015年12月11日20時51分, 医師が出す湿布薬、1回70枚までに制限 厚労省が検討
3. 第49回日本薬剤師会学術大会2016, 要旨集, 頁518, 当薬局における湿布薬の処方実態調査, 篠崎祥子